

▶ 情報提供とサービス



郵送で

▶ ご契約現況のお知らせ

ご契約ごとに毎年4回(1月・4月・7月・10月)、ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額等)についてお知らせします。

▶ 運用実績レポート

毎年4回、特別勘定(ファンド)の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

▶ 変額個人年金保険(07)有期D2型(特別勘定)決算のお知らせ

事業年度決算後(毎年7月末頃)、特別勘定(ファンド)の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。



電話で

アクサ フィナンシャル生命
カスタマーサービスセンター



0120-933-399 (無料)

フリーコール

9:00~18:00

(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

▶ 契約内容、特別勘定(ファンド)の運用状況についてのご照会

▶ 契約内容の変更や給付金請求等の各種

手続き

▶ 各種お問い合わせ



インターネットで

アクサ フィナンシャル生命
ホームページ

<http://www.axa-financial.co.jp>

▶ 会社案内、商品案内

▶ ユニット・プライス推移、特別勘定(ファンド)の運用実績

▶ 「ご契約者さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容・積立金の照会

*「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

【本資料は商品パンフレットです】

本商品のご検討・お申し込みには、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」をご確認ください。



▶ 募集代理店からのお知らせ

▶ 「変額個人年金保険(07)有期D2型」は、アクサ フィナンシャル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。

▶ 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

▶ 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や、解約払戻金額等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

▶ 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

アクサ フィナンシャル生命の変額個人年金保険

ほほえみ返し

変額個人年金保険(07)有期D2型

くわしくは、変額保険の販売資格を持つ株式会社みずほ銀行の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ
0120-855-519

受付時間：月~金/9:00~17:00
12月31日、1月1日~3日、祝日、振替休日を除く

引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

redefining / standards

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 10F
TEL 03-6911-9100 FAX 03-6911-9260
<http://www.axa-financial.co.jp>

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター



0120-933-399 (無料)

9:00~18:00(土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

フリーコール

AFL-B-2009-088-090213/FI 2009年4月作成

募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

Channel to Discovery

この保険商品の引受保険会社はアクサ フィナンシャル生命保険株式会社です。
株式会社みずほ銀行はアクサ フィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命

redefining / standards

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

2009.04

ほほえみ返し

変額個人年金保険(07) 有期D2型

⚠ 変額個人年金保険に関して、特にご留意いただきたい事項

▶ 投資リスクについて <わしくはP14▶

- ・アクサ フィナンシャル生命の変額個人年金保険「ほほえみ返し」は、積立金額および年金額等が特別勘定（ファンド）資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- ・特別勘定（ファンド）資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っているため、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。
- ・特別勘定（ファンド）資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ・運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

▶ 諸費用について <わしくはP13▶

ご契約期間中は、以下の費用の合計額をご負担いただきます。

【据置期間中および特別勘定年金受取期間中】

- ・契約初期費：一時払保険料に対して 5.0%
- ・保険関係費：特別勘定（ファンド）の積立金額に対して年率 2.3%
- ・運用関係費：投資信託の純資産額に対して年率 0.315% 程度（税抜き：年率 0.3%）

【一般勘定年金受取期間中】（一般勘定で運用する年金に変更された場合）

- ・年金管理費：年金額に対して 1.0%

※運用関係費および年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

▶ 用語の読み替えについて

この商品パンフレットでは「変額個人年金保険(07) 有期D2型」主約款に定める表記について、一部通称を用いております。「ご契約のしおり・約款」等の表記とは異なっておりますのでご注意ください。

「商品パンフレット」での表記	「ご契約のしおり・約款」等での表記
据置期間	積立期間
ステップアップ保証金額	最大契約応当日積立金額
据置ボーナス保証金額	逓増保険金額 (基準保証金額の基準となる基本保険金額（一時払保険料）の年 1%（単利）逓増金額を含む。)
特別勘定年金	保証金額付特別勘定年金
年金受取期間	年金支払期間
年金受取開始日	年金支払開始日

『ほほえみ返し』は、“ご契約の最短 1 年後から年金を受け取ることができる” 変額個人年金保険です。



『ほほえみ返し』の特徴

Point1 早期に受け取り

- ・ライフプランに合わせて、年金受取開始時期を、ご契約の最短 1 年後から最長 17 年後まで年単位でご選択いただけます。

<わしくはP3-4▶



⚠ ご注意 1

- ・据置期間と年金受取期間の合計期間は 20 年間です。
- ・年金受取開始日は、契約日から所定の据置期間経過後の契約応当日となります。
- ・年金受取開始日における被保険者のご年齢は、90 歳以下である必要があります。



Point2 受け取りながらふやす

- ・年金受取期間中も、特別勘定（ファンド）での運用を継続することにより、年金受取総額がさらにふえる可能性があります。

<わしくはP9-10▶



⚠ ご注意 2

- ・特別勘定（ファンド）の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、ふえない場合があります。
- ・年金受取期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行いません。



Point3 ふやして受け取り

- ・「据置ボーナス保証機能」により、基準保証金額が、据置期間に応じて最低 101%から最大 110%まで増加します。
- ・据置期間中の運用が好調な場合には、「ステップアップ保証機能」により、基準保証金額がふえる可能性があります。

<わしくはP7-8▶



⚠ ご注意 3

- ・「据置ボーナス保証機能」により、年 1%（単利）ずつ基準保証金額が増加する期間は、据置期間中のみで最長 10 年間です。
- ・据置期間中の運用成果によっては、「ステップアップ保証機能」では基準保証金額が増加しない場合があります。
- ・解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。



Point1 早期に受け取り

据置期間は、最短1年から年単位で設定

⇒ライフプランに合わせて、年金受取開始時期を、ご契約の最短1年後から最長17年後まで年単位でご選択いただけます。

- △据置期間と年金受取期間の合計期間は20年間です。
- △年金受取開始日は、契約日から所定の据置期間経過後の契約応当日となります。
- △年金受取開始日における被保険者のご年齢は、90歳以下である必要があります。

Point2 受け取りながらふ やす

特別勘定（ファンド）で運用しながら受け取る年金

⇒年金受取期間中も、特別勘定（ファンド）での運用を継続することにより年金受取総額がさらにふえる可能性があります。

- △特別勘定（ファンド）の運用状況によっては積立金額がなくなる場合や、ふえない場合があります。
- △年金受取期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行いません。

＜わしくはP9-10＞

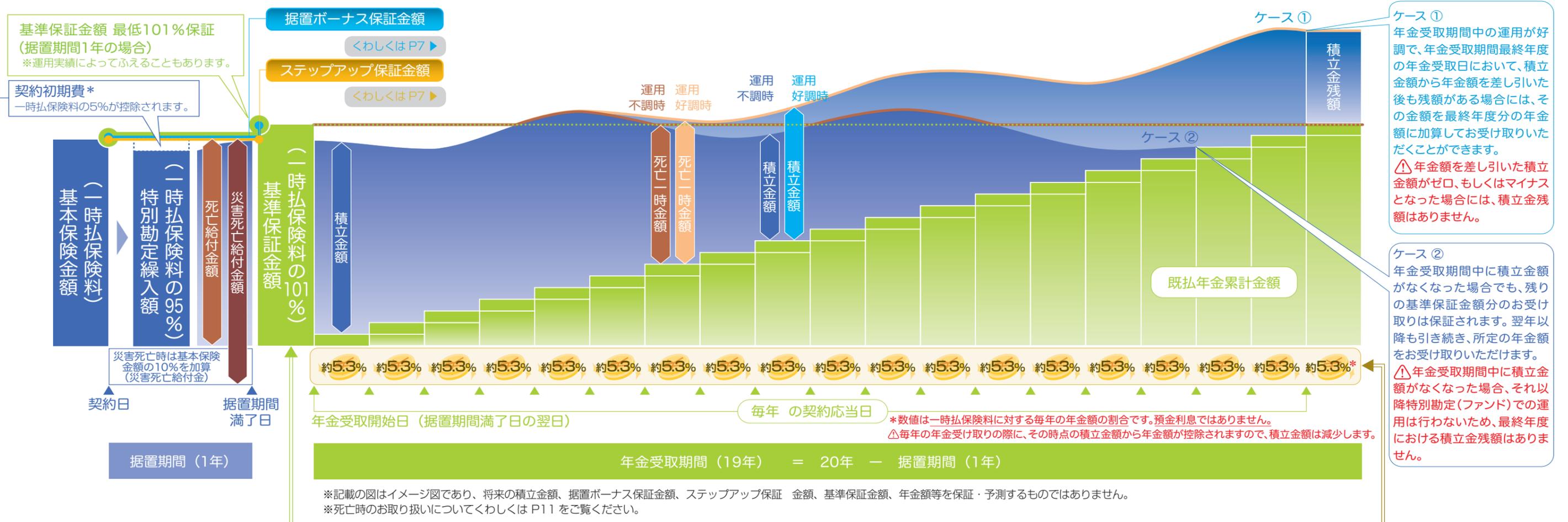
Point3 ふやして受け取り

特別勘定年金でお受け取りいただく年金受取総額は、据置期間に応じて基本保険金額の101%～110%を最低保証

- ⇒「据置ボーナス保証機能」により、基準保証金額が、据置期間に応じて最低101%から最大110%まで増加します。
- ⇒据置期間中の運用が好調な場合には、「ステップアップ保証機能」により、基準保証金額がふえる可能性があります。
- △「据置ボーナス保証機能」により、年1%（単利）ずつ基準保証金額が増加する期間は、据置期間中のみで最長10年間です。
- △据置期間中の運用成果によっては、「ステップアップ保証機能」では基準保証金額が増加しない場合があります。
- △解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

＜わしくはP7-8＞

●イメージ図●（据置期間1年の場合）※据置期間満了時において、据置ボーナス保証金額（一時払保険料の101%）が基準保証金額となった場合。



ケース①
年金受取期間中の運用が好調で、年金受取期間最終年度の年金受取日において、積立金額から年金額を差し引いた後も残額がある場合には、その金額を最終年度分の年金額に加算してお受け取りいただくことができます。
△年金額を差し引いた積立金額がゼロ、もしくはマイナスとなった場合には、積立金残額はありませぬ。

ケース②
年金受取期間中に積立金額がなくなった場合でも、残りの基準保証金額分のお受け取りは保証されます。翌年以降も引き続き、所定の年金額をお受け取りいただけます。
△年金受取期間中に積立金額がなくなった場合、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行わないため、最終年度における積立金残額はありませぬ。

基準保証金額とは？
 ▶年金額の算出の基準となる金額です。
 ▶年金受取開始日以後における「既払年金累計金額」と被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額（くわしくはP11）」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
 ▶年金受取開始日の基準保証金額は、右記の3種類の金額のうち最も大きい金額となります。
 △基準保証金額を一括でお受け取りいただく場合、最低保証はありません。
 △基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。

- 年金受取開始日における
据置ボーナス保証金額
- 年金受取開始日の直前の契約応当日における
ステップアップ保証金額
- 年金受取開始日前日における
積立金額

[特別勘定年金額の算出方法] ＜わしくはP8＞

特別勘定年金額（円未満切り上げ） = 基準保証金額 ÷ 年金受取期間

（上記イメージ図の場合：据置期間1年、年金受取期間19年）

約5.3%※ = （一時払保険料の101%） ÷ 19年

※上記のイメージ図に記載されている数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。預金利息ではありません。
 △毎年の年金受け取りの際に、その時点の積立金額から年金額が控除されますので、積立金額は減少します。

▶特別勘定（ファンド）繰入前に控除される費用 → 契約初期費：一時払保険料に対して 5.0%	▶据置期間中に控除される費用 → 保険関係費：特別勘定（ファンド）の積立金額に対して 年率 2.3% → 運用関係費：投資信託の純資産額に対して 年率 0.315% 程度（税抜き：年率 0.3%）	▶特別勘定年金受取期間中に控除される費用 → 保険関係費：特別勘定（ファンド）の積立金額に対して 年率 2.3% → 運用関係費：投資信託の純資産額に対して 年率 0.315% 程度（税抜き：年率 0.3%）	▶一般勘定で運用する年金の受取期間中に控除される費用 ＜わしくはP10＞ → 年金管理費：年金額に対して 1.0% △年金の種類の変更等により、一般勘定で運用する年金をお受け取りいただく場合にかかる費用であり、特別勘定年金の受取期間中にはかかりませぬ。
---	--	--	---

*アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に一時払保険料から契約初期費（5%）を控除した金額を特別勘定（ファンド）へ繰り入れます。

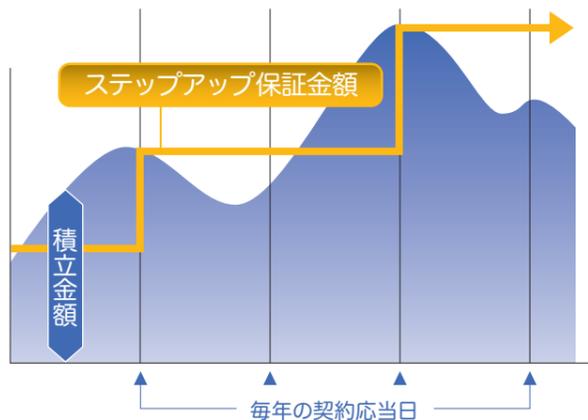
資金がご入用となりご契約を解約する場合でも、解約払戻金額に解約控除はかかりませぬ。
 △解約払戻金額は、運用実績や諸費用等により一時払保険料を下回る場合があります。

ステップアップ保証機能とは...

運用実績が好調な場合に、積立金額の増加に応じて、基準保証金額を年1回増加させる機能です。

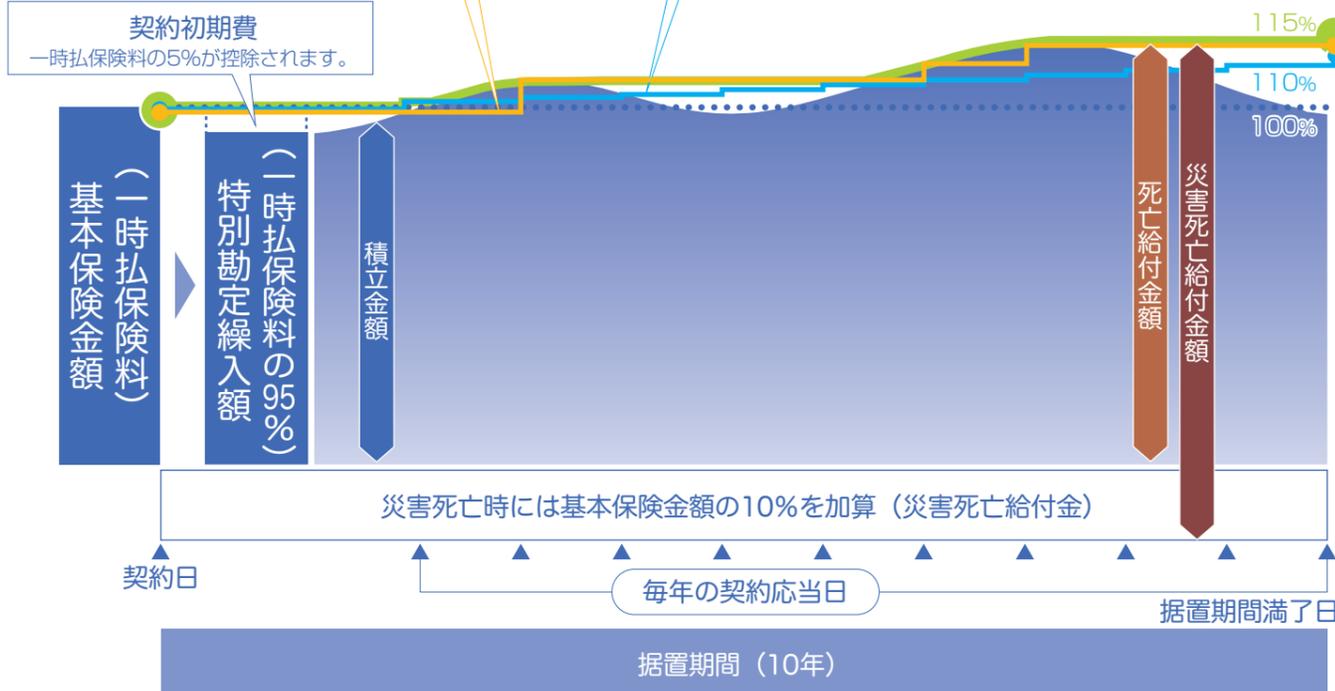
- ▶ 毎年の契約当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているステップアップ保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。
- ▶ ご契約時におけるステップアップ保証金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
- ▶ ステップアップ保証金額は、毎年の契約当日に1円単位で見直され、上昇に上限はありません。
- ⚠ 据置期間中の運用成果によっては、ステップアップ保証金額がステップアップしない場合があります。
- ⚠ 一部解約を行った場合には、ステップアップ保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。

●イメージ図●



●イメージ図● (据置期間10年の場合)

※据置期間満了時において、据置期間中に到達したステップアップ保証金額（一時払保険料の115%）が基準保証金額となった場合。



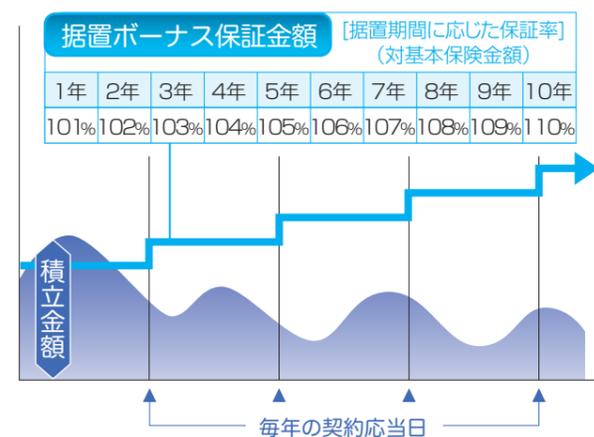
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、据置ボーナス保証金額、ステップアップ保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
 ※死亡時のお取り扱いについてくわしくはP11をご覧ください。

据置ボーナス保証機能とは...

運用実績にかかわらず、基準保証金額を、毎年1% (単利) 増加させる機能です。

- ▶ 運用実績にかかわらず、毎年の契約当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年1% (単利) 増加します。（最長10年間）
- ▶ ご契約時における据置ボーナス保証金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
- ⚠ 据置ボーナス保証機能により、基準保証金額が増加する期間は据置期間中のみで最長10年間です。
- ⚠ 一部解約を行った場合には、据置ボーナス保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。

●イメージ図●



▶特別勘定年金額の算出方法

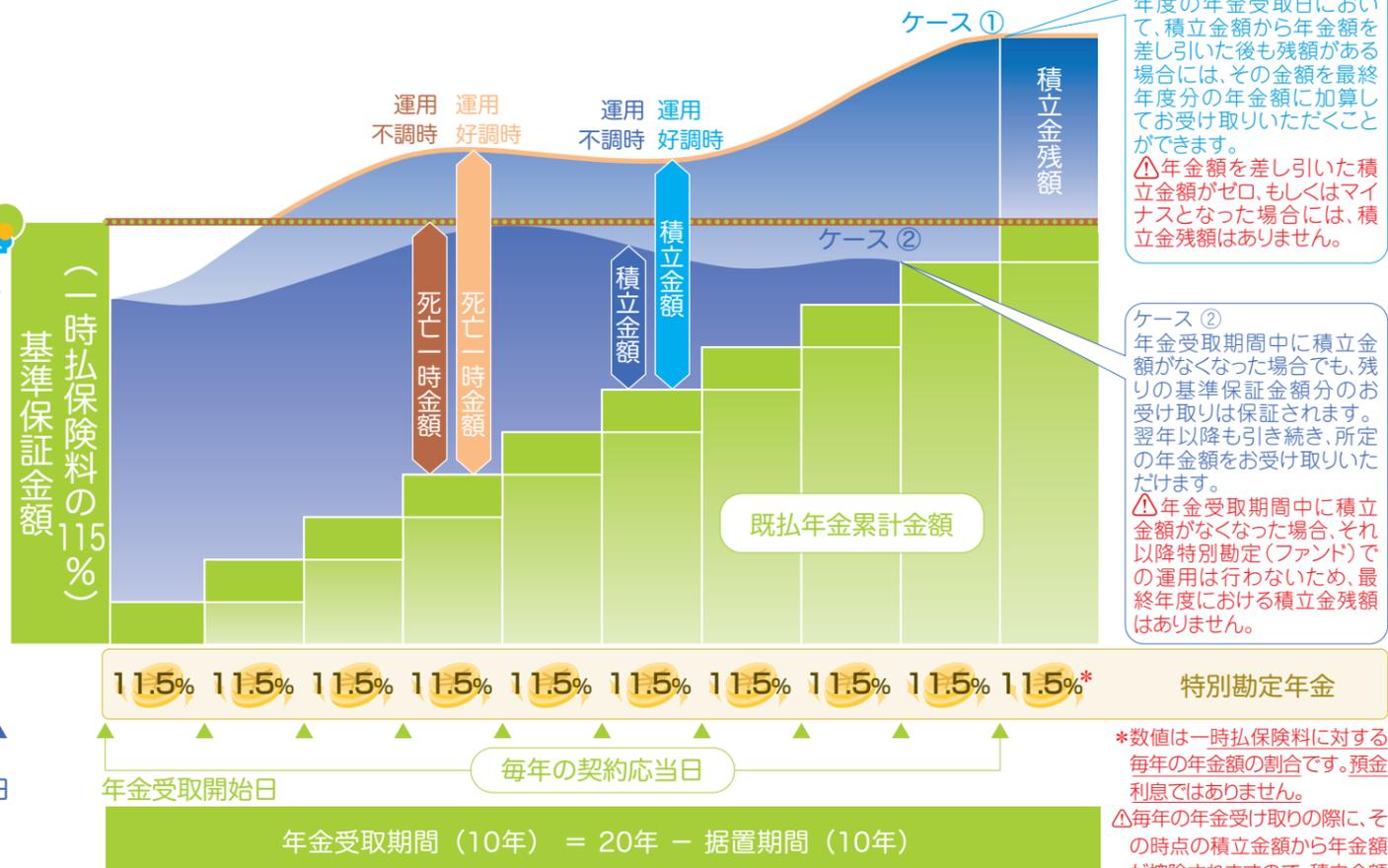
▶下表は、据置ボーナス保証機能の効果についてご理解いただくために、各据置期間経過後に、据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合の基準保証金額と、その場合の年金額を表示しています。（年金額は千円未満を切り捨てて表示。）

一時払保険料	据置期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	年金受取期間	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	10年
	一時払保険料に対する毎年の年金額の割合	約5.3%	約5.6%	約6.0%	6.5%	7.0%	約7.5%	約8.2%	9.0%	約9.9%	11.0%
200万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	202万円	204万円	206万円	208万円	210万円	212万円	214万円	216万円	218万円	220万円
	年金額 [最低保証額]	10.6万円	11.3万円	12.1万円	13.0万円	14.0万円	15.1万円	16.4万円	18.0万円	19.8万円	22.0万円
1,000万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	1,010万円	1,020万円	1,030万円	1,040万円	1,050万円	1,060万円	1,070万円	1,080万円	1,090万円	1,100万円
	年金額 [最低保証額]	53.1万円	56.6万円	60.5万円	65.0万円	70.0万円	75.7万円	82.3万円	90.0万円	99.0万円	110.0万円
3,000万円	据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合	3,030万円	3,060万円	3,090万円	3,120万円	3,150万円	3,180万円	3,210万円	3,240万円	3,270万円	3,300万円
	年金額 [最低保証額]	159.4万円	170.0万円	181.7万円	195.0万円	210.0万円	227.1万円	246.9万円	270.0万円	297.2万円	330.0万円

(計算例：一時払保険料 1,000万円、据置期間 1年の場合)

$$\text{年金額 [最低保証額]} = \frac{\text{据置ボーナス保証金額が基準保証金額となった場合}}{\text{年金受取期間}} = \frac{53.1 \text{万円}}{19} = \frac{1,010 \text{万円}}{19}$$

- ⚠ 年金額の計算に際し、据置期間中に確定するステップアップ保証金額、および据置期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。仮に運用が好調で、ステップアップ保証金額、または積立金額が基準保証金額となった場合には、上記の年金額 [最低保証額] は増加します。



ケース①
年金受取期間中の運用が好調で、年金受取期間最終年度の年金受取日において、積立金額から年金額を差し引いた後も残額がある場合には、その金額を最終年度分の年金額に加算してお受け取りいただくことができます。
⚠ 年金額を差し引いた積立金額がゼロ、もしくはマイナスとなった場合には、積立金残額はありせん。

ケース②
年金受取期間中に積立金額がなくなった場合でも、残りの基準保証金額分のお受け取りは保証されます。翌年以降も引き続き、所定の年金額をお受け取りいただけます。
⚠ 年金受取期間中に積立金額がなくなった場合、それ以降特別勘定(ファンド)での運用は行わないため、最終年度における積立金残額はありせん。

*数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。預金利息ではありません。
 △毎年の年金受け取りの際に、その時点の積立金額から年金額が控除されますので、積立金額は減少します。

▶特別勘定年金とは

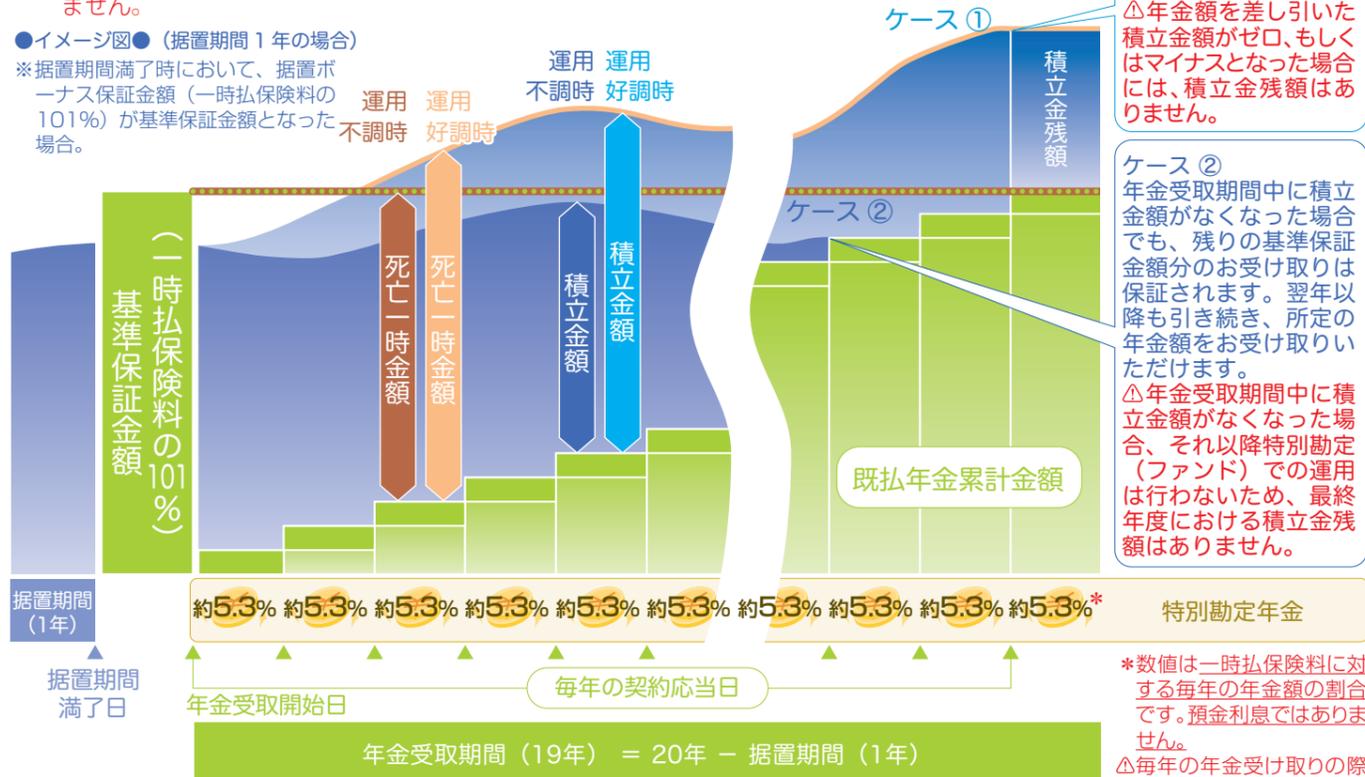
年金受取開始後も特別勘定（ファンド）による運用を継続しながら、お受け取りいただく年金です。年金受取総額は、据置期間に応じて基本保証金額（一時払保険料）の101%～110%が最低保証されています。

- ▶据置期間満了日に確定した基準保証金額をもとに算出した年金額を、年金受取期間中お受け取りいただきます。
- ▶年金額は、「基準保証金額÷年金受取期間（円未満切り上げ）」となります。
- ▶年金受取期間中に積立金額がなくなった場合も、残りの基準保証金額分のお受け取りは保証されています。翌年以降も引き続き所定の年金額をお受け取りいただきます。

⚠年金受取期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行いません。

●イメージ図●（据置期間1年の場合）

※据置期間満了時において、据置ボーナス保証金額（一時払保険料の101%）が基準保証金額となった場合。



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
 ※死亡時のお取り扱いについてくわしくはP11をご覧ください。

ケース①
 年金受取期間中の運用が好調で、年金受取期間最終年度の年金受取日において、積立金額から年金額を差し引いた後も残額がある場合には、その金額を最終年度分の年金額に加算してお受け取りいただくことができます。
 △年金額を差し引いた積立金額がゼロ、もしくはマイナスとなった場合には、積立金残額はありませぬ。

ケース②
 年金受取期間中に積立金額がなくなった場合でも、残りの基準保証金額分のお受け取りは保証されます。翌年以降も引き続き、所定の年金額をお受け取りいただけます。
 △年金受取期間中に積立金額がなくなった場合、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行わないため、最終年度における積立金残額はありませぬ。

*数値は一時払保険料に対する毎年の年金額の割合です。預金利息ではありません。
 △毎年の年金受け取りの際に、その時点の積立金額から年金額が控除されますので、積立金額は減少します。

▶年金受取期間中の運用が好調な場合

- ▶年金受取期間最終年度における契約当日時点で、積立金額から最終年度分の年金額を差し引いた後も残額がある場合には、最終年度分の年金額に加算してお受け取りいただけます。
 - ▶毎年の年金受取日前日における積立金額が、それまでの基準保証金額を上回った場合には、その時点の積立金額を新たな基準保証金額として適用し、年金額も見直し後の基準保証金額をもとに再計算されます。
- ⚠運用が不調で年金受取期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定（ファンド）での運用は行わないため、その後の基準保証金額の見直しや最終年度における積立金残額はありませぬ。

▶年金受取期間の短縮・延長

- ▶年金受取開始日を変更し据置期間を延長・短縮することにより、年金受取期間を短縮・延長することができます。
 - ▶据置期間は、契約日を起算日として最短1年、最長17年まで1年単位で延長・短縮することができます。
 - ▶据置期間の延長・短縮後も特別勘定（ファンド）での運用を継続します。また据置期間延長の場合、引き続き据置ボーナス保証金額、ステップアップ保証金額の判定を行います。
- ⚠据置期間の延長をする場合、年金受取開始日における被保険者のご年齢が90歳以下である必要があります。
 ⚠据置期間の延長は変更前の年金受取開始日の10営業日前までに、据置期間の短縮は変更後の年金受取開始日の10営業日前までに、アクサフィナンシャル生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限ります。

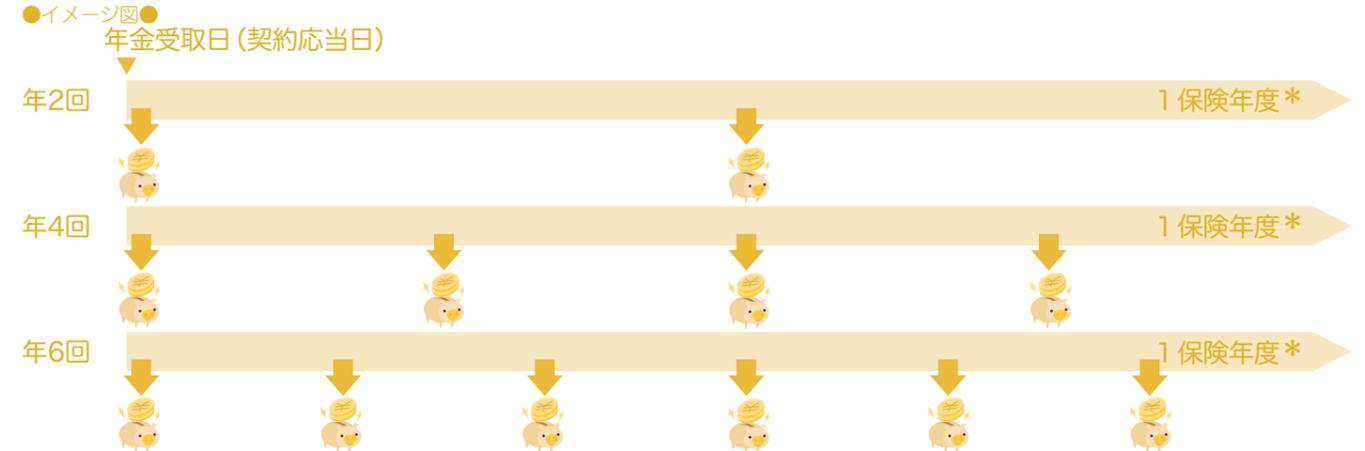
⚠本商品において最低保証されるのは、年金受取開始日以後における既払年金累計金額と、被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計額です。
 ⚠年金受取総額保証には据置期間と年金受取期間の合計期間が20年間である必要があります。

▶特別勘定年金のお受け取り

年金受取開始日は、据置期間満了日の翌日で、2年目以降の年金受取日は、毎年の契約応当日となります。また年金受取方法は、年1回のお受け取り以外に、以下の「分割でのお受け取り」または「年金受取日の任意指定」のいずれかをご選択いただくこともできます。

1. 分割でのお受け取り

- 年金を、分割してお受け取りいただくことができます。
- ▶分割回数は、年2回、4回、6回のいずれかからご選択いただけます。
 - ▶年6回の場合に限り、奇数月受け取り（年金受取月：1月・3月・5月・7月・9月・11月）か偶数月受け取り（年金受取月：2月・4月・6月・8月・10月・12月）をご選択いただくこともできます。
- ⚠分割でのお受け取りをご選択された年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサフィナンシャル生命所定の利率で据え置かれます。
 ⚠分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
 ⚠分割でのお受け取りをご選択された場合は、年金受取日の任意指定はできません。



※記載の図は年金を年2回、4回、6回に分割してお受け取りいただく場合のイメージです。
 *「1 保険年度」とは、契約応当日から翌年の契約応当日前日までの期間のことを意味します。

2. 年金受取日の任意指定

- 年金受取日を、指定する任意の日に変更することができます。
- ▶任意で指定する場合の年金の受取日は、年2日までご指定いただけます。
- ⚠年金受取日の任意指定をされた年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサフィナンシャル生命所定の利率で据え置かれます。
 ⚠分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
 ⚠年金受取日の任意指定をご選択された場合は、分割でのお受け取り（年2回、4回、6回）はできません。



*「1 保険年度」とは、契約応当日から翌年の契約応当日前日までの期間のことを意味します。

▶年金の種類の変更（一般勘定年金への移行）

- ▶契約日から5年以上経過している場合に限り、積立金額をもとに、特別勘定（ファンド）で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更できます。
 - ▶年金の種類は、「確定年金（5年～40年、1年単位）」「保証期間付終身年金（保証期間：5年・10年・15年・20年）」「保証期間付夫婦連生終身年金（保証期間：5年・10年・15年・20年）」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。（年金の種類の変更についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。）
- △年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取り扱いはできません。
 △年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、年金受取開始時に一時金でお受け取りいただけます。

⚠年金の種類変更後の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金受取開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されます。
 なお、年金の種類の変更をした場合、年金受取総額の最低保証はなくなります。

	給付金名称	給付金額	給付金受取人
据置期間中	被保険者が年金受取開始日前に死亡された場合	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお受け取りいただけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">据置ボーナス保証金額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ステップアップ保証金額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">積立金額</div> </div>	死亡給付金受取人
	被保険者が所定の不慮の事故や所定の感染症により年金受取開始日前に死亡された場合	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算した金額をお受け取りいただけます。	
特別勘定年金受取期間中	被保険者が年金受取開始日以後に死亡された場合	基準保証金額が最低保証されます。被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお受け取りいただけます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基準保証金額から既払年金累計金額を控除した金額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">積立金額</div> </div>	年金受取人*

*年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお受け取りいただけます。
 ※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約 死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

△この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

後継年金受取人 年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が年金受取人の権利を承継することができます。

後継年金受取人としてご指定いただけるのは1名のみです。

△後継年金の権利の評価が相続税の課税対象となる場合においても、死亡給付金の非課税枠(相続税法第12条)は適用されません。

△責任開始の日から2年以内の自殺等、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、被保険者が死亡した日末の積立金額をお支払いします。

ご契約の解約等のお取り扱い

据置期間中(ご請求者:ご契約者)

解約	▶アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日(解約日)末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	▶一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ▶一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、据置ボーナス保証金額、ステップアップ保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 △一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取り扱いできません。

特別勘定年金受取期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括受取	▶アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
基準保証金額の減額 (積立金額の一部解約)	▶減額後の基準保証金額をご指定いただけます。 ▶基準保証金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、減額分に対する解約払戻金額をお受け取りいただけます。 ▶基準保証金額の減額をした場合、アクサ フィナンシャル生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日を基準として、減額前の基準保証金額に対する減額後の基準保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 △減額後の年金額は、減額後の基準保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。 △減額後の基準保証金額が50万円未満となる場合には、基準保証金額の減額のお取り扱いはできません。

△「解約」「一部解約」「年金の一括受取」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。よって一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約時(一時払保険料)の税務

▶お払い込みいただいた保険料について

一時払保険料 一般の生命保険料控除の対象となります。

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

据置期間中の税務

▶解約時に差益が発生した場合にかかる税金について

解約差益	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税

▶死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金について

契約形態			一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限りです。	
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人		年金受取開始時	年金受取時
本人	本人	配偶者	相続税*1	相続税*1*2	所得税(雑所得)、住民税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	なし	
本人	配偶者	子	贈与税	贈与税*2	

*1 ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が法定相続人の場合、他の死亡保険金と合算のうえ「500万円×法定相続人数」が非課税扱いとなります。(「法定相続人数」には、相続を放棄した人も含まれます。) <相続税法第12条>

*2 支払事由が発生した時点で、年金受給権の評価額が相続税または贈与税の課税対象となります。(被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限りです。) <相続税法第24条>

年金受取期間中の税務

▶年金のお受け取り時にかかる税金について

年金額	所得税(雑所得)、住民税
-----	--------------

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。 <相続税法第24条>
 ※後継年金受取人が受け取る年金の権利評価が相続税の課税対象となる場合であっても、死亡給付金の非課税枠(相続税法第12条)の適用はありません。

▶年金の一括受取時にかかる税金について

差益	所得税(一時所得)、住民税
----	---------------

▶死亡一時金のお受け取り時にかかる税金について

契約形態			一時金でお受け取りいただく場合	年金でお受け取りいただく場合 ※被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限りです。	
ご契約者	被保険者	年金受取人		年金受取開始時	年金受取時
本人	本人	本人→相続人	相続税*3	相続税*3*4	所得税(雑所得)、住民税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税	なし	

*3 相続税法第12条は適用されません。

*4 年金でお受け取りいただく場合、ご契約者と年金受取人が異なる場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価額が相続税の課税対象となります。(被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合に限りです。) <相続税法第24条>

ご参考 相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」について

年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。

※被保険者が生存されている間に「年金支払特約」を付加した場合で、確定年金を選択した場合に限りです。

残存年金支払期間	5年以下	5年超10年以下	10年超15年以下	15年超25年以下	25年超35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

△本資料に記載している税務上のお取り扱いについては、平成21年2月1日現在の税制に基づいており、将来的には変更となる場合があります。個別のお取り扱いにつきましては、必ず税理士または所轄の税務署にご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。

被保険者のご契約年齢	15歳～80歳(契約日における満年齢)	
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円/最高5億円/1万円単位 ※アクサ フィナンシャル生命を引受保険会社とする他の変額個人年金保険と通算。	
保険料払込方法	一時払	
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ フィナンシャル生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。	
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や据置期間等を計算します。	
特別勘定繰入日	契約日からその日を含めて8日目(アクサ フィナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日) ※アクサ フィナンシャル生命のご契約の承諾が、上記の繰入日より遅い日となった場合は、承諾した日の翌営業日が特別勘定繰入日となります。特別勘定繰入日に、一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を繰り入れます。	
据置期間	1年～17年(年単位)	
年金の種類	特別勘定年金	
年金受取期間	20年—据置期間 ※据置期間と年金受取期間の合計は20年間となります。	
年金受取開始年齢	被保険者年齢+据置期間 ※年金受取開始年齢は90歳までとなります。	
年金受取人	ご契約者または被保険者	
後継年金受取人	年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族 ※後継年金受取人としてご指定いただけるのは1名です。	
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。年金受取方法について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
	年金支払移行特約	契約日から3年以上経過し、かつ年金受取開始日前であれば、この特約により、その時点の積立金額をもとに、確定年金(年金受取期間:5年～40年)に移行することができます。
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。
基本保険金額の増額	お取り扱いいたしません。	
契約者貸付	お取り扱いいたしません。	
契約者配当金	ありません。	

諸費用

ご契約時

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用 一時払保険料に対して 5.0% (例)一時払保険料1,000万円の場合、 50万円	特別勘定(ファンド)に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

据置期間中および特別勘定年金受取期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用 特別勘定(ファンド)の積立金額に対して 年率 2.3% (例) その日の特別勘定(ファンド)の積立金額が1,000万円の場合、 1日あたり約 631円	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定(ファンド)の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定(ファンド)の運用に必要な費用 投資信託の純資産額に対して 年率 0.315%程度(税抜き:年率 0.3%) ※ (例) その日の投資信託の純資産額が1,000万円の場合、 1日あたり約 87円	特別勘定(ファンド)にて利用する投資信託における純資産額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することができません。また、これらの費用は特別勘定(ファンド)がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

一般勘定で運用する年金の受取期間中※年金の種類を変更した場合や年金支払特約、年金支払移行特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用 年金額に対して 1.0%* (例) 年金額 100万円の場合、 1万円	年金受取日に責任準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

△この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。
一般勘定で運用する年金へ移行した場合は、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」に替わり、「年金管理費」がかかります。

▶投資リスクについて

本商品は、年金額や解約払戻金額等が特別勘定(ファンド)資産の運用実績に基づいて変動するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定(ファンド)の資産運用には以下等のリスクがあり、運用成果によっては、年金や解約払戻金等のお受け取りになる合計額が、一時払保険料の額を下回る場合があります。なお、これらのリスクは、すべてご契約者が負うこととなります。

価格変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、有価証券の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	主に有価証券に対して投資を行う特別勘定(ファンド)では、発行体の経営・財務状況の悪化により、資産価値が減少することがあります。

▶本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。

ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ フィナンシャル生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。

▶アクサ フィナンシャル生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことにより、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約(再保険を除く)の責任準備金の90%まで補償されます。変額年金保険の責任準備金は、ご契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となることもあります。(2009年2月現在)

▶給付金等の削減について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額、および将来の年金額等が削減されることがあります。

▶この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ フィナンシャル生命のカスタマーサービスセンター[TEL 0120-933-399 平日 9:00～18:00(土日祝日および12月31日～1月3日を除く)]までお問い合わせください。

▶生命保険募集人について

生命保険契約は、お客さまとアクサ フィナンシャル生命との間で契約される契約(契約の主体はお客さまと保険会社になります。)であり、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ フィナンシャル生命が承諾したときに、有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ フィナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

その他にもご留意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申し込みの際は、必ず「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#)」「[ご契約のしおり・約款](#)」および「[特別勘定のしおり](#)」をご覧ください。